

# 町報 かどがわ

日本一住みよい

2000

4

第457号

門川町

## 目次

4月1日より役場の組織が変わります…	2	交番だより……………	6
情報公開制度懇話会……………	4	新しい成年後見制度……………	7
わたしたちの国民年金……………	5	お知らせ連絡帳……………	8~11

かがやけ門川！今私たちにできること  
花・緑いっぱいの活動を通して

門川小学校6年

花・緑いっぱい班

請関さとみ

石田理加

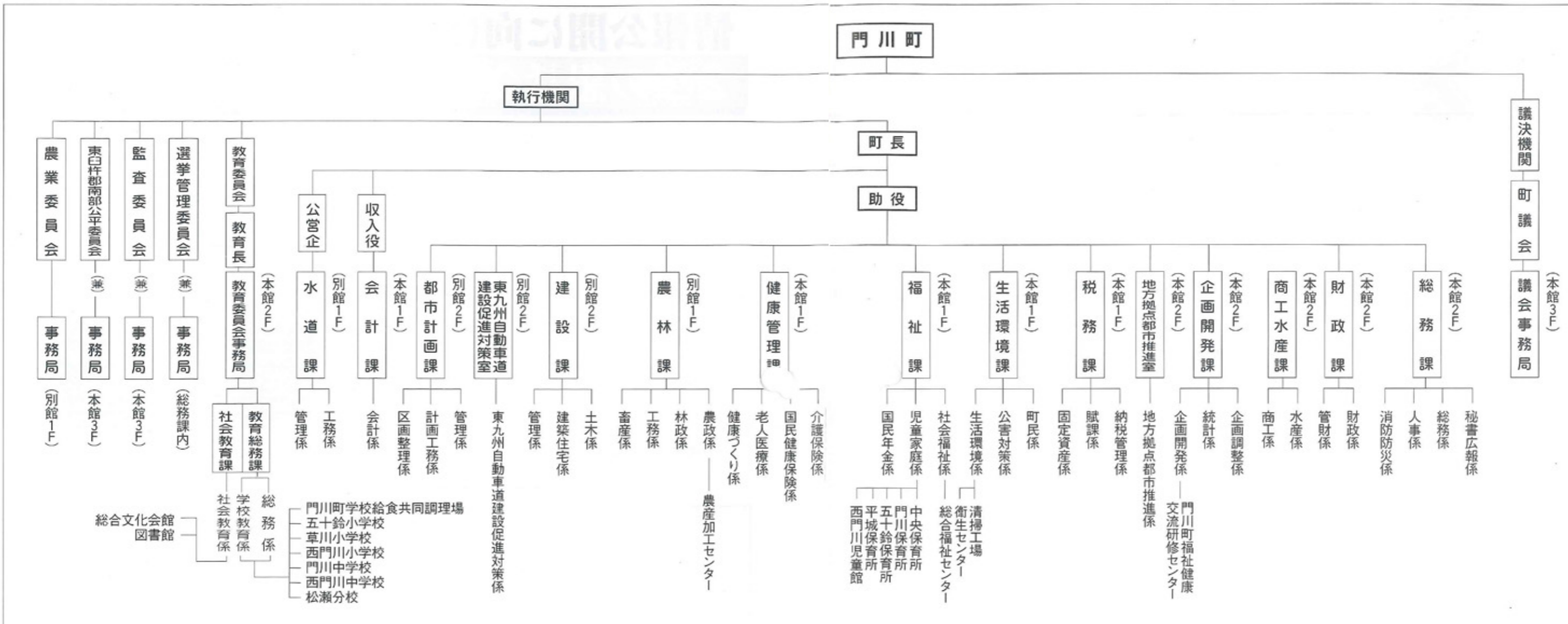
右松友美

実践発表を行う門川小学校6年  
花・緑いっぱい班のみなさん



2月27日(日)  
住みよい地域づくり町民運動・  
生涯学習推進大会 実践発表

# 門川町行政機構一覽



## 4月1日から一部の課及び係の組織・機構が変わります。

今回の組織・機構の見直しについては、本年4月1日からスタートしました介護保険制度、あるいは容器包装リサイクル法の施行に伴う事務処理能率の向上に努め、より高度で迅速な行政サービスを図るため、現在の町民課、福祉保健課、環境課を廃止し、新たに健康管理課、福祉課、生活環境課を新設、また、財政課で取り扱いをいたします町営住宅事務を建設課に移管するもので、それぞれの課の取り扱い事務は次のようになります。

なお、課の見直しにより現在までの各係の窓口が変わりますが、職員一同、より以上の行政サービスの向上に努める所存でございますので、よろしくお願いいたします。

### 健康管理課(本館1F)

- (1) 介護保険に関すること。
- (2) 国民健康保険事業に関すること。
- (3) 老人医療に関すること。
- (4) 健康づくりに関すること。

### 福祉課(本館1F)

- (1) 社会福祉及び社会保障に関すること。
- (2) 児童家庭に関すること。
- (3) 国民年金に関すること。

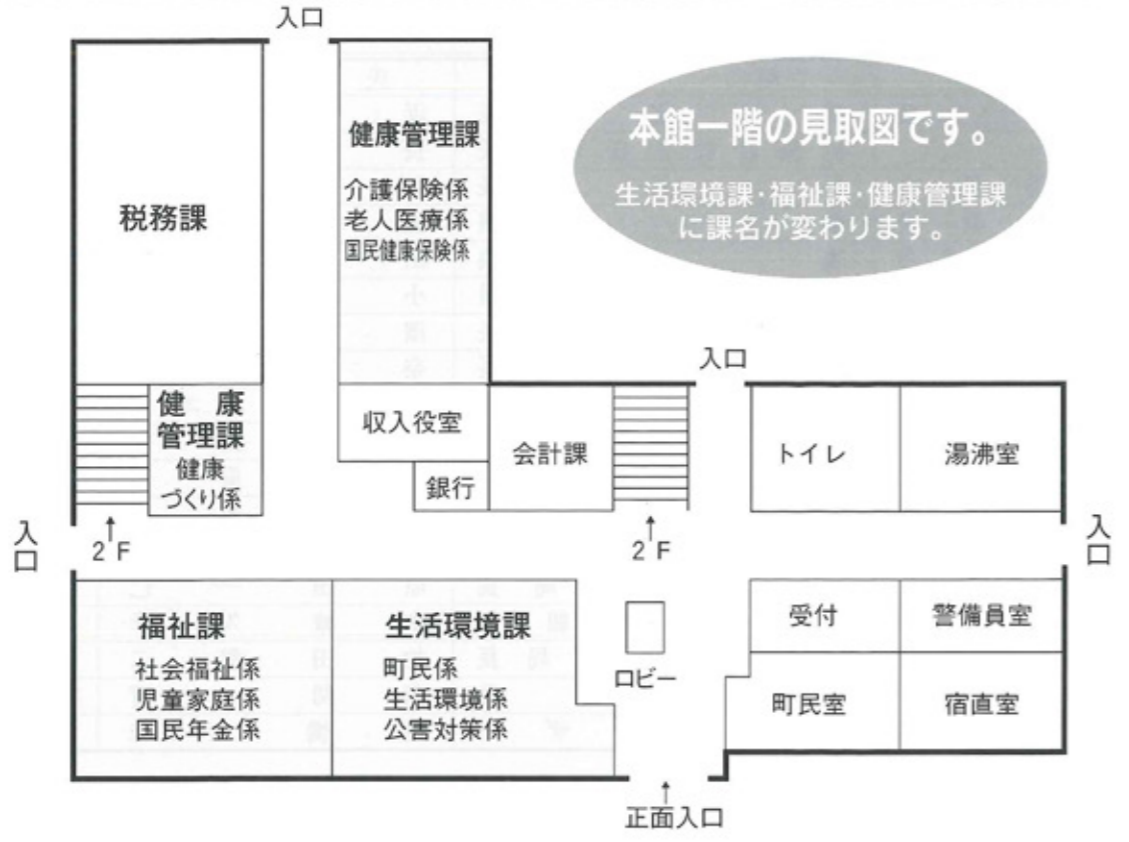
### 生活環境課(本館1F)

- (1) 戸籍、住民、外国人及び印鑑登録に関すること。
- (2) 環境整備に関すること。
- (3) 清掃に関すること。
- (4) 公害対策に関すること。
- (5) 自然保護に関すること。

### 建設課(別館2F)

- (1) 一般土木に関すること。
- (2) 建築に関すること。
- (3) 町営住宅に関すること。

本館一階の見取図です。  
生活環境課・福祉課・健康管理課に課名が変わります。



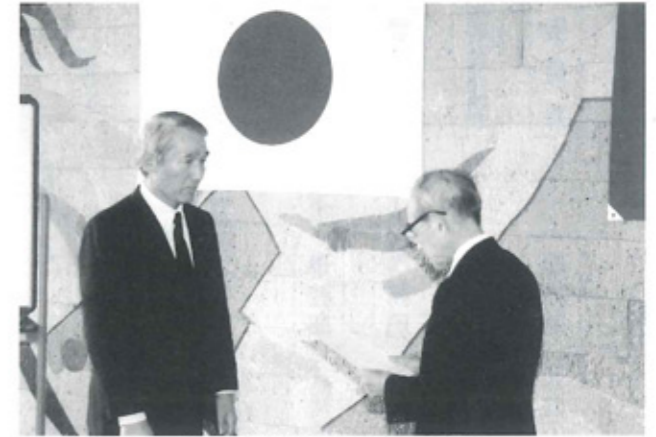
# 情報公開に向けて 2つの懇話会を設置しました。

門川町では、公正で開かれた行政を進めるため、町民に対する行政情報の公開と、平成11年に制定された地方分権一括法における地方自治の自立と町民との協力を進めるために、門川町情報公開条例の制定に向けて検討を進めています。

この制度は、平成10年度より内部検討委員会を設置し研究して参りましたが、この度、広く町民の各界各層からのご意見をいただき、この制度のより一層の向上を目指すため、平成12年2月28日に「門川町情報公開制度懇話会」を設置し、また、3月15日に法律等を専門研究する「門川町情報公開制度専門懇話会」を設置しました。

この懇話会は、意見を集約して町長に対し提言するもので、この提言を尊重して条例制度を作成するものです。

この両懇話会の委員は、次のとおりです。



委嘱状を受け取る委員の代表

## 専門懇話会委員(5名)

(敬称略:順不同)

機 関	職 名	氏 名	地 区 名
司 法 部 門	弁 護 士	宮 田 行 雄	宮 崎 市
司 法 部 門	司 法 書 士	松 尾 純 子	上 町
産 業 部 門	農 業 経 営	安 田 修	城 屋 敷
行 政 部 門	永 寿 園 長	金 丸 敏 雄	本 町
教 育 部 門	元 校 長	頭 師 義 明	東 栄 町

## 懇話会委員(18名)

(敬称略:順不同)

機 関	職 名	氏 名	地 区 名
議 会	副 議 長	浜 田 作 男	庵 川 西
議 会	総 務 財 政 常 任 委 員 長	長 友 幸 太 郎	小 園
教 育 委 員 会	委 員 長	岡 田 生 男	上 井 野
農 業 委 員 会	委 員	金 田 茂 遠	城 屋 敷
選 挙 管 理 委 員 会	委 員	出 口 温 喜	小 園
監 査 委 員 会	委 員	小 林 作 市	宮 ヶ 原
公 平 委 員 会	委 員 長	濱 口 進	平 城 西
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	委 員 長	奈 須 清 敏	上 納 屋
民 生 関 係	民 生 委 員	桜 川 ミエ子	中 村
人 権 擁 護 関 係	人 権 擁 護 委 員	榎 本 昌 文	南 町
社 会 福 祉 関 係	社 会 福 祉 協 議 会 会 長	柴 田 重 喜	小 松
自 治 公 民 館	自 治 公 民 館 連 合 会 会 長	黒 木 光 男	下 納 屋
婦 人 団 体 関 係	婦 人 団 体 連 合 会 会 長	山 本 美 智 子	南 町
地 場 産 業 関 係	商 工 会 事 務 局 長	原 田 一 己	加 草 2
労 働 関 係	全 通 労 働 組 合	中 城 久 幸	小 園
医 療 関 係	日 向 病 院 事 務 局 長	柏 田 章 二	日 向 市
オ ン ブ ズ マ ン	事 務 局 長	請 関 實	加 草 3
消 費 者 関 係	ア ド バ イ ザ ー	高 橋 ユ キ ミ	宮 ヶ 原

わたしたちの

# 国民年金

4月は「出納整理期」です。

11年度分の保険料は24日までに

4月は、国民年金保険料の出納整理期といつて、平成11年度分(平成11年4月から平成12年3月まで)の保険料を4月中に納めていないと、取り扱いが地方(役場)から国に移り、現在お持ちの町発行の納付書では納めること

ができなくなります。

平成11年度分の国民年金の未納保険料がありましたら、4月末日が期日となっておりますが、できるだけ4月24日(月)までに納めてくださるようお願いいたします。

国民年金保険料を前納すると『お得』です

平成12年4月からの保険料月額、平成11年度保険料の13、300円のまま据え置きになります。

保険料は、毎月納めることになっていますが、4月に一年分の保険料をまとめて納めることもできる「前納制度」もあります。

前納しますと、納め忘れやその都度納める手間が省けるだけでなく、保険

料が割引になりますので大変お得です。

前納をご希望の方は、4月中旬に

送付されてくる平成12年度の納付書で4月末日までに納めてください。

5月以降に納めた場合には、割引になりませんので注意してください。

また、保険料を口座振替にされている方で前納をご希望される方は、

	定額保険料	定額+付加保険料
毎月納付 した 場合	159,600円 13,300円×12か月分	164,400円 (13,300円+400円)×12か月分
1年分を 前納した場合 (平成12年4月分から 平成13年3月分まで)	155,750円	160,430円
割 引 額	3,850円	3,970円

早めに福祉課国民年金係までご連絡ください。  
保険料の割引額は次のとおりです。

『付加年金』をご存知ですか

老齢基礎年金に上乘せしもらえる厚生年金や共済年金のように、国民年金にも老齢基礎年金に加算される付加年金があります。

付加年金は、定額の保険料(平成12年度月額13、300円)と月額400円の付加保険料を納めた人が、老齢基礎年金の受給権を得たときに支給される年金で、次の計算式によって計算された額が老齢基礎年金に加算されます。

200円×付加保険料納付月数

付加保険料を納めることができるのは、自営業者等の第一号被保険者(任意加入被保険者を含む)の方です。

ただし、保険料の免除を受けている方および国民年金基金の加入員の方は、付加保険料を納められません。

また、農業者年金の被保険者の方は、必ず納めなければなりません。

付加保険料を希望される方は、早めに福祉課国民年金係までご連絡ください。

# 今月のQ&A 新しい成年後見制度(4月1日施行)

新しい成年後見制度は、精神上の障害によって判断能力が不十分な人を保護する制度で、4月1日からスタートしました。これまでの制度の利用者は、戸籍や官報にその旨が記載されていましたが、新制度では新設された成年後見登記に記録され、戸籍や官報には載らないことになりました。新しい成年後見制度とはどういうものなのかQ&A方式で説明します。

## Q 新しい成年後見制度とはどういう制度ですか？

A これまでの禁治産・準禁治産制度を全面的に改正したものです。簡単にいえば、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が不十分な方について、家庭裁判所の判断によって、本人に代わって契約を結ぶ成年後見人などを選任したり、本人が誤った判断をして契約を結んだ場合にそれを取り消すことができるようにしたりするなど、本人を保護する制度です。

## Q これまでの制度とどのような点が変わったのですか？

A ①以前の禁治産・準禁治産制度を後見・保佐の制度に改めるとともに、保護のできる方の範囲を広げて新たに補助の制度をつくり、軽度の痴呆、知的障害または精神障害の状態にある人を保護の対象としました。  
②あらかじめ任意後見契約を結んでおいて、本人の判断能力が不十分になったときに任意後見人が本人を援助する任意後見制度も新設されました。  
③従来は禁治産などの宣告があったことが戸籍や官報に記載されていましたが、新しい制度では本人のプライバシーを配慮して、新設された成年後見登記にこれらの内容を記録することになり、戸籍や官報には載らないことになりました。  
④これまで禁治産宣言を行うためには、本人の精神状況についての鑑定が行われていましたが、新しくつくられた補助や任意後見については、原則として医師の診断書で足りることになっています。  
以上のように、これまで以上に利用しやすくなったことに加え、本人の意思の尊重を図るという面にも重点が置かれています。例えば、補助・任意後見制度を利用するには、本人の申し立てまたは本人の同意が必要で、保護を始めるに当たっては、家庭裁判所が本人の言い分を聞くことになっています。成年後見人などを選ぶ場合も同様です。

## Q どのようなときに成年後見制度を利用すればいいのでしょうか？

A 判断能力の不十分な方が、さまざまな契約を一人ですることによって不安があるときに利用することが考えられます。本人や家族などが、どのような援助を必要とするかを考慮して、必要に応じた保護を家庭裁判所に申し立てることができます。

## Q 家庭裁判所に申し立てるにはどのようにすればよいのですか？

A 家庭裁判所の窓口には、記入しやすい定型の申立書用紙が備え付けてありますので窓口で確認してください。また、家庭裁判所では、ご要望があれば手続に必要な書類、費用などについて説明する家事相談も行っていますので、遠慮なくご利用ください。

## Q 申し立てをした後はどのようなことになるのでしょうか？

A 家庭裁判所調査官などが、本人や関係者に会って、申し立ての理由や意向等を聞きます。また、必要であれば本人の判断能力について鑑定が行われます。その上で、本人の財産の内容や生活する際に必要となる援助の内容に応じて、親族その他の人または法人の中から成年後見人等として最もふさわしい人を選びます。詳しくは、お近くの家庭裁判所の窓口にお尋ねください。

交 番

だより



<問い合わせ>

門川交番  
☎63-1442

いなる行為」、例えば「スカート内の盗み撮り行為」、「痴漢行為」等の行為を禁止しています。

「迷惑防止条例について」平成12年4月1日から施行



この条例は、公衆に不安、または、著しいしゅう恥を覚えさせるような卑わいな行為、粗暴行為、客引き行為のほか、悪質なつきまといや電話、または、文書による嫌がらせ等のいわゆるストーカー行為を禁止することにより、県民の生活の平穏を保持することを目的に制定されました。

条例の内容は、次のとおりです。

### 1 卑わいな行為の禁止

公共の場所や公共の乗り物において、人を著しくしゅう恥させるような「卑わ

### 2 粗暴行為の禁止

公共の場所や公共の乗り物において、多数で「うろつき」、「たむろ」等して、通行人、買物客、乗客に対して、「言い掛かりをつける」、「すこむ」等の行為を禁止しています。



### 3 客引き行為の禁止

公共の場所において、通行人の「身体衣服を捕らえる」、「所持品を取り上げる」等の形態で執ように行われる「キャッチセールス」等の行為を禁止しています。



### 4 つきまとい行為等の禁止

正当な理由がないのに、特定の人に対して、「待ち伏せ」、「付け回し」等をした上、さらに「言い掛かりをつけること」、「すこむこと」、「身体衣服を捕らえること」等の方法により、執ように「つきまとい」、「面談を求め」等を禁止しています。

正当な理由がないのに、特定の人に対して「電話」、「文書」により、「卑わいな」事項等を執ように「告げる」行為を禁止しています。



2月中の交通事故		
物損事故	23件	
人身事故	15件	
死亡事故	1件	



◆お知らせ

軽自動車税について

4月は軽自動車税の納付月です。軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。なお、4月2日以降に廃車、譲渡されても、月割で減算する制度はありません。

◎障害者がお使いになる場合は障害者が所有し、自ら運転する車両や、障害者と生計を一にする者が、もっぱらその障害者の通学・通院・通所のために運転する車両については、申請により軽自動車税が減免されることがあります。該当する軽自動車等についての申請は、4月25日までです。なお、減免は普通車を含め1人1台に限ります。詳しくは、税務課係係でお尋ねください。

「ミニユニティ助成事業」で地域整備しませんか!!

財団法人自治総合センターでは、宝くじの普及広報事業の一環とし

て、宝くじ受託事業収入を財源に、地域社会の健全な発展を図り、宝くじの普及広報のため、地域整備助成事業を行っております。今年度、本町では、自走式芝刈機等の緑化推進ミニユニティ活動用具整備がなされました。

本事業の助成対象は、市町村、地区住民のミニユニティ組織、自主防災組織で、生活環境の清潔・美観の維持、交通安全・防犯、各種イベント、文化・学習活動、緑化推進、自主防災組織の育成等が対象事業となります。地域のみなさんご活用をお願いいたします。

お問い合わせ 企画開発課 ☎(63) 1140 (内線261)

平成12年度固定資産課税台帳の縦覧について

固定資産課税台帳の縦覧については、課税の公平を期するため、地方税法の規定により次のとおり納税者の皆様方の縦覧に供します。縦覧を希望される方は税務課までおいでください。

1 縦覧期間 平成12年4月3日(月)～4月24日(月) (ただし、土・

日曜日を除く)

2 時間

午前8時30分～午後5時

3 場所

門川町役場 税務課

門川日曜朝市の時間帯が変わります

毎月第一・第三日曜にアピオ広場(門川駅前)で開催されています「かがわ日曜朝市」の時間帯が、4月から午前7時～9時に変更になります。

「朝市」では、地元でとれた新鮮な野菜や果物、お茶をはじめ、いりこや干物、天ぷら等の魚の加工品から、パン牛乳、うどんに至るまで、朝市ならではの商品がたくさん並んでいます。朝7時の花火が合図です。雨の日でも開催しておりますのでみなさん、ぜひお揃いでお越しください。

問い合わせ 商工水産課 ☎(63) 1140 (内線256)

宮崎県

「人にやさしい福祉のまちづくり条例」が施行されました

平成12年4月1日から「人にやさしい福祉のまちづくり条例」が施行されました。

この条例は、宮崎県において、障害のある方や高齢の方をはじめ、すべての人が一人の人間として尊重され、等しく社会参加の機会を得るとともに、地域社会の一員として、共に生活を営んでいく社会を実現するために、「人にやさしい福祉のまちづくり」を進めていくことを目的としています。

このため、条例では、県、事業者、県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本方針として県民意識の高揚、社会参加の促進、公共的施設の整備促進の3つを掲げています。具体的な取り組みとしては、ソフト面では、啓発・広報、教育の推進などの「思いやりのある心づくり」を進めることとし、ハード面では、多くの人が利用する公共的施設等の整備など「バリアフリーの施設づくり」を促進するための施策を規定しています。ただし、ハード面の施策は

13年4月1日からの施行となります。

この「人にやさしい福祉のまちづくり」を推進するためには、その意義を県民のみなさんにご理解いただき、県民、事業者、行政が一体となって進めていくことが最も重要です。みなさんのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

問い合わせ 宮崎県障害福祉課

TEL(0985)26-7068 FAX(0985)26-7340 〒880-8501 宮崎市橋通東2-10-1

◆募集

国税専門官募集

人事院と国税庁では、国税専門官採用試験の受験者を募集しています。

募集要領は、次のとおりです。

◎受験資格

- 一 昭和四十八年四月二日から昭和五十四年四月一日生まれの者
- 二 昭和五十四年四月二日以降生まれの者で次に掲げる者

詳しくは、次のところへお問い合わせください  
人事院九州事務局 電話(092)431-7733  
熊本国税局人事第二課 電話(096)354-6171  
税務署 電話(0982)32-3301

確定申告が間違っていたときは

所得税や消費税及び地方消費税の確定申告書を提出した後で、その記載内容に間違いがあることに気付いたり、うっかりして確定申告書の提出を忘れていた方はいませんか。

間違いなどに気付いた場合には、次のような手続きをとる必要があります。

◎申告した税額が誤っていた場合  
申告した税額が少なかったり、還付を受けた金額が多すぎた場合には、「修正申告」により正しい金額に訂正する必要があります。

修正申告を行った場合には、原則として過少申告加算税が十パーセントかかりますが、自主的に修正されますと、過少申告加算税はかかりません。

また、申告した税金が多すぎたり、還付を受けた金額が少なかった場合には、「更正の請求」により正しい税額に訂正することができます。

「更正の請求」ができる期間は、平成十一年分の所得税の確定申告の場合は、平成十三年三月十五日

まで、平成十一年分個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告については、平成十三年四月二日までとなります。

◎確定申告を忘れていた場合  
確定申告をしなければならぬ方が申告書の提出を忘れていたときは、申告期限を過ぎても速やかに申告書を提出する必要があります。

期限を過ぎて申告を行った場合十五パーセントの無申告加算税がかかりますが、自主的に申告されますと、五パーセントに軽減されます。

なお、「修正申告」や「更正の請求」等の手続等でお分かりにならないことがありましたら最寄りの税務署や税務相談室にお気軽にお尋ねください。

延岡税務署 電話(0982)32-3301



## 平成12年度資源ゴミ回収団体を募集

### Q1. 資源ゴミ回収とは、どんなことですか？

一般家庭から排出される空き瓶、空き缶などのリサイクルできるものを回収することで、資源ゴミには次のような種類があります。

- 紙 類(新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パックなど)
  - 鉄くず類(銅、しんちゅう、アルミなど)
  - 瓶 類(一升瓶、ビール瓶、ジュース瓶など)
  - 空 缶(アルミ缶、スチール缶など)
- ※一升瓶、ビール瓶のケースは除きます。

### Q2. 「資源ゴミ回収団体」とは、どのようなものですか？

門川町にお住まいの方で営業を目的としない10名以上の団体であり、平成12年4月～5月末日までに、門川町に「資源ゴミ回収団体」の登録をされた団体のことをいいます。後日、申請によって報奨金を受け取ることが出来ます。

### Q3. 資源ゴミの回収は、年何回すればいいのですか？

平成12年4月～平成13年1月末日の間に、4回以上資源ゴミ回収を実施し、回収業者に売却してください。その時に、「資源ゴミ回収仕切書」に売却したものの数量および金額、買取り業者名などを記入してもらってください。なお、「回数仕切書」は、生活環境課に置いてあります。

### Q4. 報奨金を受け取る方法は？

平成13年1月に門川町より実績報告書の用紙を送付いたしますので、「資源ゴミ回収 仕切書」を4枚以上添付して、実績報告を提出してください。後日、報奨金をお支払いいたします。詳しいことは、生活環境課 ☎63-1140までおたずねください。

## わくわくドキドキ音楽会実行委員 大募集

この音楽会は障害者や年齢、舞台と客席といったすべての壁を取り除き、みんなで一緒に楽しもうという音楽会です。

実行委員になって企画、広報にたずさわって、あの感動をみんなで味わいましょう。今まで気づかなかったことや感じなかったことが見えてくるはずです。

申込締切 平成12年4月28日(金)

【問い合わせ】

わくわくドキドキ音楽会実行委員会事務局  
☎ 63-7210



## 加工研究開発講座生徒募集



五十鈴農産加工センターでは、町内で生産される農産物を使った加工研究、また、当センターを利用して作られる「味噌」「だし調味液」等を使っての料理研究講座を今年度も計画しました。

年齢、性別は問いませんので多数の方の応募をお待ちしております。

- 期 間 6月～平成13年3月(第2木曜日)
- 費 用 材料費程度
- 募集人員 20名  
(定員になり次第、締め切らせていただきます)
- 応募締切 4月28日(金)

申し込み先 五十鈴農産加工センター ☎63-7031  
農林課 ☎63-1140(内線287)

## 2000年(平成12年)国勢調査ポスター図案募集

今年、国勢調査が行われます。日本に住んでいるすべての人が対象です。来る21世紀に欠くことのできない統計を提供します。この調査の実施をあなたの作ったポスターで呼びかけましょう。

### ●応募内容

1. 応募テーマ  
国勢調査の広報(国勢調査の意義や実施目的などを、図案で表現する)
2. 応募区分  
①小学生部門…平成12年5月15日現在、小学生の人  
②中学生部門…平成12年5月15日現在、中学生の人  
③一般部門…上記以外の人
3. 応募規定  
A2判タテ(天地594ミリ×左右420ミリ)又はB2判タテ(天地728ミリ×左右515ミリ)。紙質、画材、色彩は自由。CGも可。写真は不可。未発表のもの。
4. 募集期間  
平成12年4月1日(土)～5月15日(月)
5. 応募方法  
①応募方法  
応募作品の裏面に、住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、電話番号を明記。  
小学生部門、中学生部門の場合は、さらに学校名(ふりがな)、学年、所在地及び電話番号を明記。  
②応募先  
〒162-8668 東京都新宿区若松町19-1  
総務庁統計局 統計調査部 国勢統計課  
「2000年(平成12年)国勢調査ポスター図案コンクール担当」  
③応募上の注意  
応募作品の下に、A2判の場合は高さ30ミリの余白、B2判の場合は高さ35ミリの余白を必ずつけてください。特選作品は、国勢調査の広報ポスターとして印刷し、全国に掲示します。その際、作品の下の余白、「センサスくん」「国勢調査ロゴ」「特選作品の紹介文」などが入った帯を入れさせていただきます。
6. 著作権  
入賞作品の著作権は総務庁に帰属し、応募作品は返却しません。

### ●発表・表彰

1. 発表  
平成12年6月中旬に総務庁統計局・統計センターの国勢調査ホームページなどで行います。  
入賞者には直接通知します。小学生・中学生の場合は、所属学校を通じて通知します。
2. 表彰  
①小学生部門、中学生部門  
特選 1点 副賞(賞品)  
入選 5点 副賞(賞品)  
佳作 10点 副賞(賞品)  
多数の応募があった学校などを表彰することもある。  
②一般部門  
特選 1点 副賞(50万円)  
入選 1点 副賞(20万円)  
佳作 2点 副賞(10万円)

### 国勢調査イメージキャラクター



10月1日  
国勢調査

あなたの調査票には日本の大切な未来がつまっています。今年5年に1度の、そして今世紀最後の国勢調査の年、21世紀の「未来アンケート」づくりに、私たちの調査票が生かされます。調査票が届いたら、記入して提出する—あなたの友達にも教えてください。

### 国勢調査ロゴ



### ◆応募先・問い合わせ先

〒162-8668 東京都新宿区若松町19-1  
総務庁統計局 統計調査部 国勢統計課  
「2000年(平成12年)国勢調査ポスター図案コンクール担当」  
TEL 03-5273-1005 FAX 03-5273-1552

国勢調査に関することは、総務庁統計局・統計センターの国勢調査ホームページ(<http://www.stat.go.jp/21.htm>)でご覧になれます。

# 今月の主な行事

- 1(土) 介護保制度険スタート
- 2(日) かどがわ日曜朝市(7:00~9:00 アピオ広場)
- 3(月) 固定資産課税台帳の縦覧(~24日、土日のぞく)  
血圧測定(9:30~11:00 門川町役場 町民室)
- 5(水) ツ反(生後3~48月未満)  
(14:00~14:30 総合福祉センター)
- 6(木) 春の全国交通安全運動(~15日)
- 7(金) 門川中学校・西門川中学校入学式 10:00~  
BCG(生後3~48月未満)  
(14:00~14:30 総合福祉センター)
- 10(月) 門川小学校・草川小学校・五十鈴小学校・西門川小  
学校入学式 10:00~  
マタニティ教室  
(13:30~15:00 門川町役場 宿直室)
- 12(水) ポリオ①(14:00~14:30 総合福祉センター)
- 14(金) ポリオ②(14:00~14:30 総合福祉センター)
- 16(日) かどがわ日曜朝市(7:00~9:00 アピオ広場)
- 19(水) ポリオ③(14:00~14:30 総合福祉センター)
- 21(金) 3歳児健診(H8年10.11月生)  
(13:30~14:00 総合福祉センター)
- 23(日) みどりの週間(~29日)
- 28(金) 乳児健診(H11年12月、H12年1月生)  
(13:30~14:00 総合福祉センター)
- 29(土) みどりの日



## 門川短歌会

ぬくき日を妻に散髪たのみしにかたまり落ちし白髪ゆびさす  
 久々にひとり居の夕べ湯に入れば新湯はわれのはだに滲むなり  
 暖かき枯れ草の間に萌え立ちしよもぎを餅に祝う初雛  
 潮の香をかそか運べる朝風にのれるめじろの声春となる  
 頂上に樹氷のありて鶴見岳ロブウェイにて娘らと登りぬ  
 大雪のつもる庭池水かがみねむる鯉の伏して動かず  
 子と孫ら十人集ひし冬の宵金婚式を祝ひて呉るる  
 植木市肥後名物と立ち寄りてしだれ紅梅夫に買いたり  
 二〇〇〇年 二月二日に生まれたるわが孫抱けば乳匂たつ

松下 成幸  
 日野 厚子  
 北田 元好  
 杉山 芳子  
 赤沢 千年  
 後藤 広清  
 佐藤 寛  
 桜井喜美子  
 鎌田 慶子

### 今月の納期

#### ・軽自動車税

4月は平成12年度軽自動車税の納付書が発送されます。送付されました納付書の内容をよくご確認の上、納期限内の納税をお願いいたします。

納付書が手元に届かない場合等は、早めに税務課までご連絡をお願いいたします。

#### ・国民年金保険料

4月分

#### ●町内人口

【3月1日現在人口】

男	女	計	世帯数
9,210 (9,206)	10,299 (10,304)	19,509 (19,510)	6,718 (6,709)

※( )内は前月



発行日/平成12年4月1日  
 発行編集/門川町役場 総務課  
 〒889-0696 宮崎県東臼杵郡門川町本町1-1  
 TEL (0982) 63-1140(代) FAX (0982) 63-1356

「町報かどがわ」についてのご意見・ご希望は、総務課までハガキかFAXでお送りください。